



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 883 西有田県立自然公園の区域の変更(環境生活総務課)
- 884 西有田県立自然公園の公園計画の変更
(")
- 885 西有田県立自然公園の特別地域の区域の変更
(")
- 886 高野龍神国定公園の公園事業の決定
(")
- 887 知事印の新調 (商工労働総務課)
- 888 引の池土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)

告 示

和歌山県告示第883号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第5条第1項の規定に基づき、西有田県立自然公園の区域を変更し、同条例第6条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び関係振興局並びに関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成18年7月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 追加する区域
有田郡湯浅町栖原の一部
- 2 削除する区域
有田郡湯浅町田の一部
- 3 変更後の区域を表示した図面(省略)

和歌山県告示第884号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第7条第1項の規定に基づき、西有田県立自然公園に関する公園計画を変更したので、同条例第8条第3項において準用する同条例第7条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び関係振興局並びに当該公園区域の存する関係市役所及び関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成18年7月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 第3種特別地域に次の区域を追加する。
有田郡湯浅町田の一部
- 2 第3種特別地域から次の区域を削除する。
有田郡湯浅町栖原の一部
有田郡広川町唐尾の一部
有田郡広川町西広の一部
- 3 次の単独施設を追加する。

種 類	位 置
水 泳 場	有田郡湯浅町田(田村海岸)
水 泳 場	有田郡湯浅町栖原(栖原海岸)

- 4 次の単独施設を削除する。

種 類	位 置
野 営 場	有田郡湯浅町栖原(あやめ浜)

- 5 公園計画を表示した図面(省略)

和歌山県告示第885号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第13条第1項の規定に基づき西有田県立自然公園の特別地域の区域を変更し、同条例第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び関係振興局並びに当該公園区域の存する関係市役所及び関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成18年7月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 追加する区域
有田郡湯浅町田の一部
- 2 変更後の区域を表示した図面(省略)

和歌山県告示第886号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園事業の位置を示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び関係振興局並びに関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成18年7月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 高野龍神国定公園


公園事業の名称 及び種類	区 間
高野龍神線道路(車道)	起点 伊都郡高野町(矢立・国定公園境界) 終点 伊都郡高野町(大門前、高野山町石道合流点)

和歌山県告示第887号

次の公印を新調したので、和歌山県公印規程(昭和42年和歌山県訓令第43号)第6条の規定により、告示する。

平成18年7月4日

和歌山県知事 木村良樹

公印の種類	寸法 (方ミリメートル)	用途	管守責任者	使用年月日	印影
知事印	27	一般文書用	公営競技事務所長	平成18年7月4日	

和歌山県告示第888号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年7月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	堀和雄	橋本市高野口町名古屋673番地
理事	南出肇	橋本市岸上373番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	石橋昭次	橋本市高野口町名古屋854番地
理事	板橋幸治	橋本市岸上240番地